

群馬県読書活動推進計画（案）

（令和2年度～令和6年度）

令和元年12月

群馬県教育委員会

目 次

■第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
■第2章 基本的な考え方	3
1 基本目標	4
2 基本方針	4
■第3章 これまでの読書活動推進における取組・成果と課題	5
1 これまでの読書活動に関する取組・成果	5
(1) 県の取組	5
(2) 市町村の取組	5
(3) 県立図書館の取組	6
(4) 学校等の取組	7
(5) 県内公共図書館の利用状況の推移	8
(6) 第3次群馬県子ども読書活動推進計画の達成状況について	9
2 読書活動を取り巻く情勢の変化	12
(1) 学習指導要領の改訂等	12
(2) 情報通信手段の普及・多様化	12
(3) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)	12
3 これまでの読書活動に関する課題	13
■第4章 県民の読書活動の推進のための取組	15
1 家庭における読書活動の推進	15
2 地域における読書活動の推進	15
(1) 県及び市町村の取組	15
(2) 図書館の取組	16
3 学校等における読書活動の推進	18
(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等の取組	18
(2) 学校の取組	18
4 読書活動におけるバリアフリー	20
5 関係機関等の連携・協力	21
(1) 学校と公立図書館の連携・協力	21
(2) 図書館相互の連携・協力	21
(3) その他の連携・協力	22
6 指標の設定	23

■第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

読書活動は、人が成長する過程において、言葉を学び、感性を磨き、表現力や知識を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体でそのための環境整備を積極的に推進していくことが極めて重要です。

近年では、インターネットやスマートフォンの普及、SNS等情報通信手段の多様化により、読書環境が大きく変化し、情報や知識の習得方法や読書の在り方にも大きな影響を及ぼし、読書離れや読解力の低下が懸念されています。

国においては、社会全体で子どもの読書活動を推進していくため、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定され、それに基づき平成30年4月には第4次となる「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、現在に至っています。

本県においては、平成16年3月に「群馬県子ども読書活動推進計画」、平成22年3月に第2次計画、平成27年3月に第3次計画を策定して子どもの読書活動を推進してきました。

また、平成31年4月には「群馬県民の読書活動の推進に関する条例」が施行となりました。この条例は、あらゆる世代を通じて、より積極的に読書活動が行われるために、読書活動の意義や重要性について、県民の理解及び関心を高め、家庭、地域、学校及び行政が連携して県民の読書活動を支援する環境を整備することを規定するとともに、子どもから大人まで、全ての県民の読書活動を支援する環境整備を推進し、知的で心豊かな生活と活力ある郷土の実現を目指しています。

こうした本県のこれまでの取組・成果と課題を検証するとともに、国の新しい基本計画や条例を踏まえ、子どもから大人まで、全ての県民の読書活動の推進を図るため、本計画を策定します。

2 計画の位置付け

- (1) 「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく、第4次「群馬県子ども読書活動推進計画」
- (2) 「群馬県民の読書活動の推進に関する条例」を踏まえた計画
- (3) 群馬県の教育分野における最上位計画である「群馬県教育振興基本計画」の個別基本計画

3 計画の期間

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

■第2章 基本的な考え方

第3期群馬県教育振興基本計画（2019年度～2023年度）では「たくましく生きる力をはぐくむ ～自らの可能性を高め、互いに認め合い、共に支え合う～」を基本目標としています。

群馬県読書活動推進計画では、この基本計画を基に、子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、読書に親しむ環境を整えることを目的として、児童書の整備や学校図書館等への支援等により、子どもの読書活動を推進していきます。

また、①高齢化社会において誰もが豊かな人生を送ること、②高度情報化社会の一つの弊害として子どもの読書離れが進む一方で、社会を生き抜くには高度な言語運用能力が必要とされていること、これらへの対応として読書の果たす役割は非常に大きく、家庭や地域全体で大人も含め、障害の有無にかかわらず、全ての県民が読書に親しむ環境を充実させていくことが重要です。

このような状況の下、平成31年4月に施行された「群馬県民の読書活動の推進に関する条例」を受けて、家庭・地域・学校・行政及び民間団体が連携し、県民全体の読書活動を推進していきます。

1 基本目標

生涯を通じて 学ぶ・楽しむ・考える「読書」の推進
～読書から紡ぐ自分の夢・みんなの未来～

2 基本方針

- (1) 読書習慣を形成するために、乳幼児期から家庭、学校、地域等が連携し、継続した支援を行う。
- (2) 県民が生涯にわたって読書に親しむために、読書環境を整備する。

[具体的な取組]

○家庭における読書活動の推進

県民が生涯にわたって読書に親しむため、あらゆる世代に応じた読書活動の推進を行う。

○地域における読書活動の推進

県民の読書活動を推進するため、公立図書館や公民館等を拠点とした読書環境の整備に取り組む。

○学校等における読書活動の推進

子どもの読書習慣の形成を図るとともに、読書を楽しみ、読書の幅を広げていけるように適切な支援を行う。

○読書活動におけるバリアフリー

障害の有無にかかわらず、全ての県民が読書に親しめるように、読書環境の整備を行う。

○関係機関等の連携・協力

県立及び公立図書館、学校、民間団体等が相互に連携、協力することにより読書環境の整備を図る。

□本計画における読書活動は、紙に印刷された本だけでなく、電子書籍等の時代の変化に応じた多様な媒体を読むことなども含みます。

■第3章 これまでの読書活動推進における取組・成果と課題

本県では、平成27年度から平成31（令和元）年度まで、第3次群馬県子ども読書活動推進計画に基づき、読書活動の推進に取り組んできました。

本章では、これまでの読書活動推進における取組と成果及び課題についてまとめます。

1 これまでの読書活動に関する取組・成果

（1）県の取組

- 子どもの読書活動に係る取組を促進するため、「子ども読書活動優秀実践校・図書館・団体表彰」（文部科学大臣表彰）や、「読み聞かせボランティア顕彰」、「優良図書館表彰」等を行い、県ホームページ等で取組を紹介しました。
- 「群馬県子ども朗読大会」を開催し、子どもたちの読書意欲の向上を図りました。
- 市町村に対し、子ども読書活動推進計画の策定を支援しました。

（2）市町村の取組

- 地域住民に身近な公立図書館及び公民館図書室の整備・充実等、読書環境を整備しました。
- 子ども読書活動推進計画を策定し、読書活動の意義等について普及・啓発に取り組みました。
- 公立図書館や福祉部局等と協力し、ブックスタート(*1)等の乳幼児から親子で本に親しむ取組を推進しました。

(*1)【ブックスタート】赤ちゃんとその保護者に絵本等を手渡し、絵本を介して親子の絆を深め、心触れ合うひとときをもつきっかけをつくる活動。

(3) 県立図書館の取組

①学校・地域支援

- 「学校図書館支援1000冊プラン」により、図書館未設置町村の学校への支援を行いました。
- 学校の授業等に活用できる「学習支援図書セット」や朝の読書活動で活用する「朝の読書推進図書セット」を学校及び幼稚園等に貸出しました。
- 「夏休み高校生ボランティア」や「特別支援学校生徒の職場体験活動」、「社会科見学受入れ」等を実施し、図書館を身近に感じてもらうことにより、読書意欲の向上を図りました。
- 学校図書館司書のスキルアップのための研修会を行いました。
- 学校の教員向けの学校図書館活用の研修会を行いました。
- 図書館未設置町村の公民館図書室等への図書の一括貸出を行いました。

②読書環境整備

- 推薦図書に関わる啓発資料の掲示や、図書館ガイドブック等の配布を行いました。
- 図書館の相互貸借制度により読書環境の整備に努めました。
- 高齢者の読書活動を推進するために大活字本の貸出しを行いました。
- 障害のある方の読書活動を推進するために、大活字本やLLブック(*2)などの収集、拡大読書器の整備を行いました。
- 障害のため来館が困難な方への宅配サービスを行いました。

③イベント・展示

- 県内の施設の企画展やイベントと連携し、図書の展示を行いました。
- 図書館施設を活用したイベントを行い、関連図書資料を展示しました。

(*2) 【LLブック】「LL」はスウェーデン語のLättläst（やさしく読みやすい）の略。知的障害や学習障害などがある人々も楽しめるよう、内容を理解する助けとしてイラストや写真、記号を多く添えた本。当初は知的障害者向けに刊行されていたが、現在では高齢者や移民、認知症の人など、読むことに困難を伴いがちな幅広い層へと対象が広がり、北欧を中心に普及している。

- ボランティアにより、「読み聞かせ」や読書に関する様々なイベントを行いました。
- 毎年7月末に「図書館こども祭り」を開催し、幼児や児童、保護者が図書館を訪れるきっかけ作りに努めました。
- 季節や時期に関連する図書の展示を企画、実施しました。
- 毎年10月末に全国高等学校ビブリオバトル(*3)群馬県大会を開催し、中高生の読書推進に努めました。

(4) 学校等の取組

- 学校図書館充実事業を平成24年度から実施しています。

平成26・27年度	前橋市立朝倉小学校
	高崎市立乗附小学校
平成28・29年度	昭和村立昭和中学校
平成30・令和元年度	草津町立草津中学校

【主な取組】

- ・ 学校図書館の環境整備
- ・ 学校図書館（書籍等）を活用した授業づくり
- ・ 学校図書館教育全体計画、年間指導計画の作成
- ・ 教員と学校司書との連携
- ・ 公共図書館との連携
- ・ 研究成果の発信（2年次の公開授業や、取組のWeb掲載）
- お薦めの図書の紹介や、朝読書の実施等を行いました。
- 図書館部会等を通して、国の動向等を説明し、課題の共有を行いました。

(*3) 【ビブリオバトル】書評合戦ともいう。発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行う。全ての発表が終了した後、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ活動。ゲーム感覚で楽しみながら、本に関心を持つことができる。

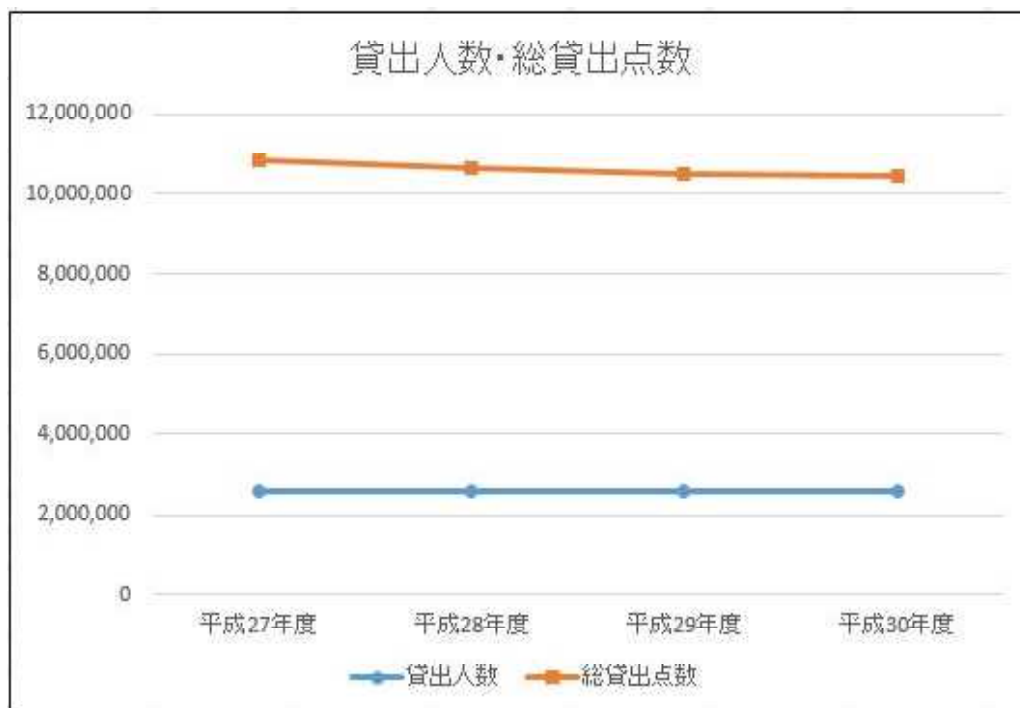
(5) 県内公共図書館の利用状況の推移

平成27年度から平成30年度の県内公共図書館(*4)の貸出人数はおよそ250万人です。250万人台を維持しているものの、やや減少傾向にあります。

また、総貸出点数も1,000万冊を超えています。大きく変化はしていませんが、徐々に減少しています。

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
貸出人数	2,573,416	2,557,065	2,552,731	2,547,224
総貸出点数	10,823,849	10,651,016	10,510,832	10,455,978

(出典:「群馬県の図書館」県立図書館2016～2019年)



(*4) 【公共図書館】 県立図書館、県立点字図書館、議会図書室、市町村立図書館、公民館図書室等。

(6) 第3次群馬県子ども読書活動推進計画の達成状況について

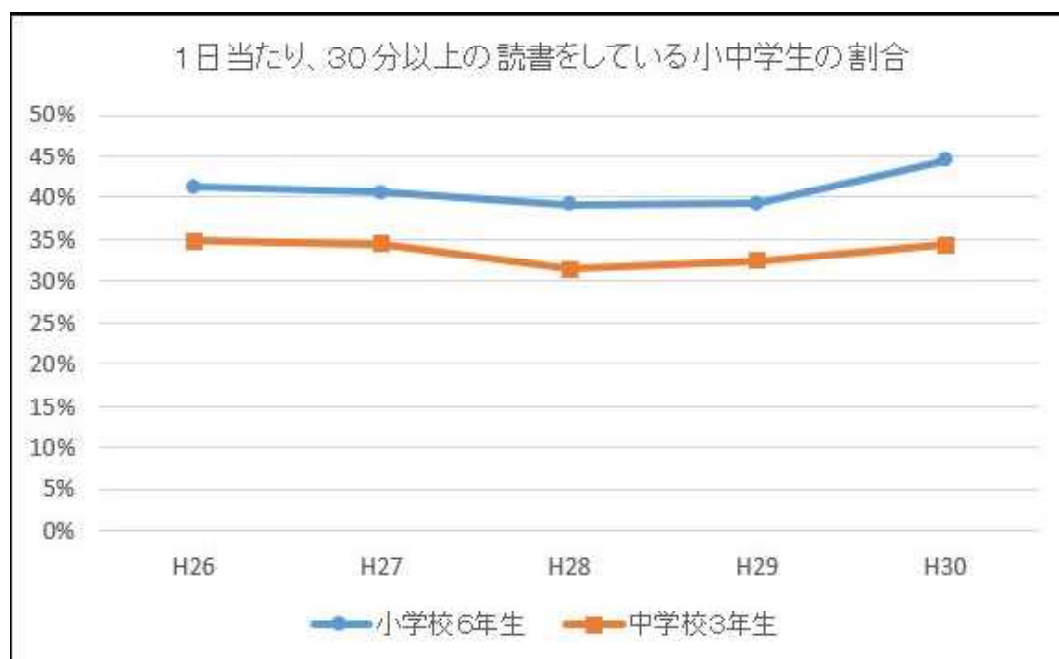
目標1：1日当たり、30分以上の読書をしている小中学生の割合の向上

区 分	平成26年度 (基準値)	平成27年度 (実績値)	平成28年度 (実績値)	平成29年度 (実績値)	平成30年度 (実績値)	平成30年度 (目標値)
小6	41.3%	40.6%	39.2%	39.3%	44.5%	50.0%
中3	34.8%	34.5%	31.5%	32.5%	34.4%	50.0%

(出典:「全国学力・学習状況調査」文部科学省)

※第3次計画の計画期間は平成31年度までとなっているが、上位計画(第2期群馬県教育振興基本計画)の目標年度である平成31年度を目標年度としている。

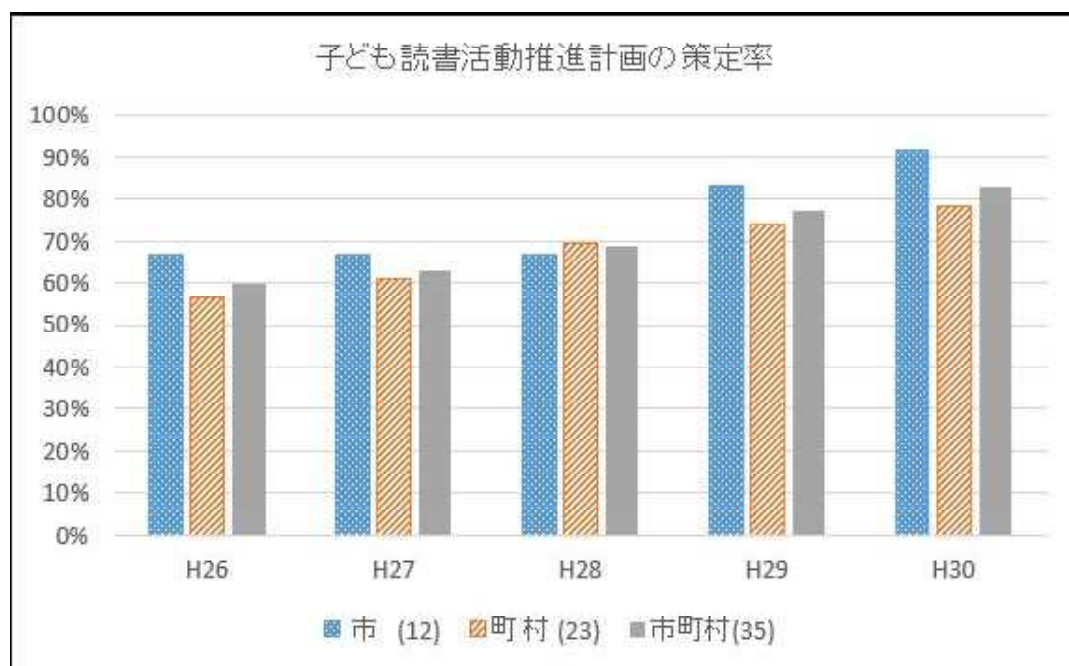
「1日当たり、30分以上の読書をしている児童生徒の割合」については、小学校6年生及び中学校3年生ともに目標には達しない状況ですが、平成30年度の全国平均(小6：41.1%、中3：30.9%)を上回っています。



目標2：市町村における子ども読書活動推進計画の策定率の向上

区分 (自治体数)	平成26年度 (基準値)	平成27年度 (実績値)	平成28年度 (実績値)	平成29年度 (実績値)	平成30年度 (実績値)	令和元年度 (目標値)
市 (12)	66.7% (8)	66.7% (8)	66.7% (8)	83.3% (10)	91.7% (11)	100.0% (12)
町村 (23)	56.5% (13)	60.9% (14)	69.6% (16)	73.9% (17)	78.3% (18)	100.0% (23)
市町村 (35)	60.0% (21)	62.9% (22)	68.6% (24)	77.1% (27)	82.9% (29)	100.0% (35)

令和元年度までに、県内全35市町村での策定を目指しました。子ども読書活動推進計画の策定済み市町村数は、平成31年3月31日現在で35市町村のうち29市町村で、策定率は82.9%です。



目標3：公立図書館と連携している小・中学校の割合の向上

区 分	平成24年度 (基準値)	平成26年度 (実績値)	平成28年度 (実績値)	平成30年度 (実績値)	平成30年度 (目標値)
小学校	53.2%	60.6%	63.3%	—	60.0%
中学校	32.3%	27.1%	35.2%	—	50.0%

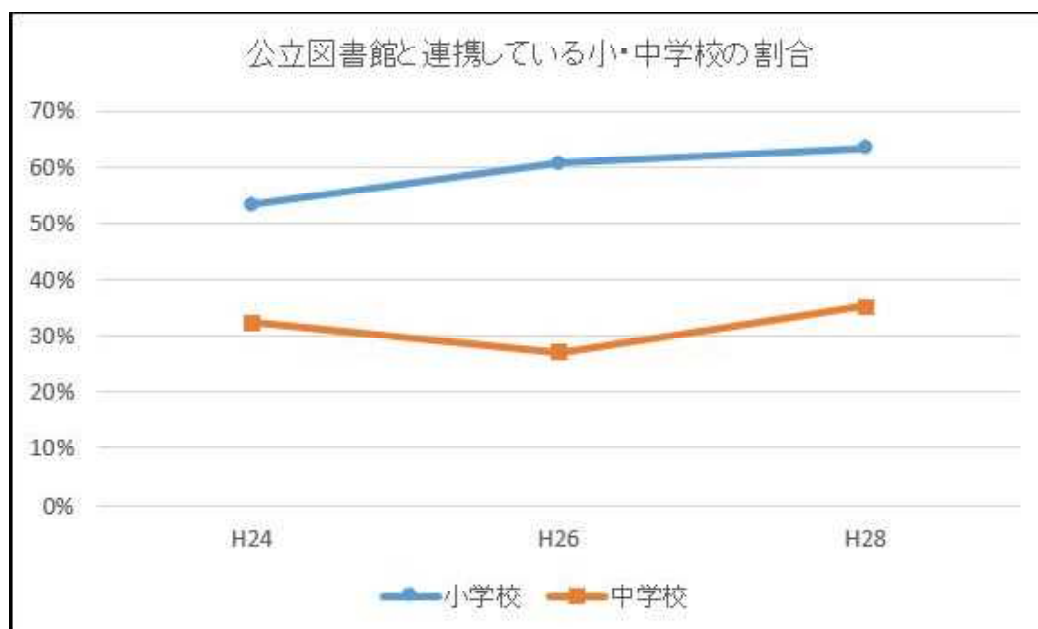
(出典:「学校図書館の現状に関する調査」文部科学省)

※平成30年度調査は実施されず。次回実施は令和5年度の予定。

※①公共図書館資料の学校への貸出し、②公共図書館との定期的な連絡会の実施、③公共図書館司書等による学校への訪問のいずれかを行っている時に、連携を行っているものとする。

公立図書館から学校への図書の貸出しや定期的な連絡会議の開催や情報交換等の連携を推進しました。

公立図書館と連携している小学校の割合は、平成28年度に68.3%になっており、目標値を達成しています。中学校の割合は、年度により数値に増減があるものの、平成28年度は35.2%であり、目標の達成には厳しい状況となっています。



2 読書活動を取り巻く情勢の変化

(1) 学習指導要領の改訂等

平成29年3月に幼稚園教育要領、小学校及び中学校学習指導要領が、平成30年3月に高等学校学習指導要領が改訂されました。

小学校、中学校及び高等学校の新学習指導要領においては、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しつつその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実させることが規定されています。

また、新幼稚園教育要領では、引き続き、幼児が絵本や物語等に親しむこととしており、それらを通して想像したり、表現したりすることを楽しむこと等としています。

(2) 情報通信手段の普及・多様化

近年の情報通信手段の普及は、読書活動にも大きな影響を与えている可能性があります。児童生徒のスマートフォンの利用率は年々増加しており、個人が所有する通信ゲームやパソコン等も以前にも増して子どもたちの身近に存在するようになってきました。また、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等情報通信手段の多様化も近年の特徴で、読書離れが懸念されています。そのような中、あらゆる世代を通じて、読書活動の意義や重要性について県民の理解及び関心を高める必要があります。

さらに、電子書籍等、時代の変化に応じ、様々なニーズに対応した、多様な読書活動も行われるようになってきており、これらの読書活動の動向について情報の収集や適切な活用方法の検討をする必要があります。

(3) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）

令和元年6月28日に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が公布・施行されました。

視覚障害者等(*5)の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としています。

3 これまでの読書活動に関する課題

○ 読書習慣の定着について

「1日当たり、30分以上の読書をしている児童生徒の割合」は、全国平均（平成30年度）を上回っているものの、小学校6年生及び中学校3年生ともに目標達成は厳しい状況であり、家や図書館での読書が少ない傾向が見られます。

学校読書調査(*6)では高校生の不読率は依然として高く、また、読書世論調査(*7)によれば、読み書き能力に不足を感じる人が82%を占めている状況にあることから、家庭においては、乳幼児期から発達段階に応じた家族ぐるみの読書活動が継続して行われることが重要です。また、学校においては、朝読書等の取組の継続とともに、学校以外での自主的な読書活動の推進に資するための環境を整備し、読書の習慣を定着させることが重要です。

<児童・生徒の不読率>

区 分	平成30年度	平成29年度	前年比（ポイント）
小学生	8.1%	5.6%	2.5
中学生	15.3%	15.0%	0.3
高校生	55.8%	50.4%	5.4

（出典：第64回「学校読書調査」2018年）

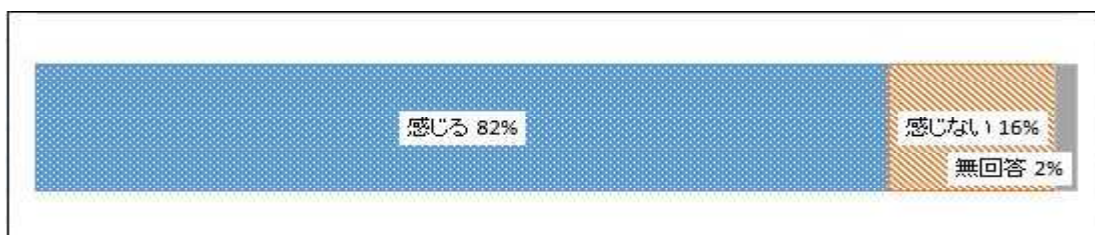
(*5) 【視覚障害者等】 視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者。

(*6) 【学校読書調査】 第64回「学校読書調査」（公益社団法人全国学校図書館協議会及び毎日新聞社、2018年）。調査対象は全国の小学生2,730名、中学生2,714名、高校生2,976名。

(*7) 【読書世論調査】 第72回「読書世論調査」（毎日新聞社、2018年）。調査対象は全国の満16歳以上の男女3,600名（有効回答2,350名：65%）。

<読み書き能力に対する認識>

「読み書き能力の不足を感じるか」という設問に対する回答



(出典：第72回「読書世論調査」2018年)

○ 子ども読書活動推進計画の策定について

家庭や学校等の他、地域に密接している図書館・公民館等の役割は重要であることから、計画を策定していない市町村には引き続き策定を働きかけ、計画に基づき、地域一体となって読書活動の推進を図っていくことが重要です。

○ 県立図書館の取組について

学校の授業等で活用するための「学習支援図書セット」や「朝の読書推進図書セット」の貸出しを行っていますが、まだ県立図書館の学校支援事業を知らない学校の教職員も多いのが実情です。

また、幼児期から本に親しむことがその後の読書習慣につながっていくことから、幼稚園や保育園等の「紙芝居セット」や「大型絵本セット」の利用拡大が必要ですが、利用が少ないのが実情です。

学校図書館の利活用を促すためには、司書教諭や学校司書のスキルアップが必要です。県立図書館が行う研修会の内容を充実させていくとともに、参加を促す必要があります。

○ 学校等における読書活動について

学校長等のリーダーシップによる学校図書館運営への全職員の参画意識の改革や学校図書館の活用を位置付けた教育課程の改善、司書教諭や学校司書のなお一層の資質向上により、児童生徒が読書に親しむきっかけをつくる取組を推進することが必要です。

■第4章 県民の読書活動の推進のための取組

◇第3次子ども読書活動推進計画から継続する取組

◆群馬県読書活動推進計画で拡充する取組

1 家庭における読書活動の推進

- ◇ 読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、読書に親しむ具体的な行動をとることが大切です。
- ◆ 読書を楽しむ習慣を形成するために、幼児期に限らず小学校、中学校、高校とそれぞれの段階に応じた対応をしていく必要があります。また、読書習慣は、日常の生活を通して育まれるものであり、読書が生活の中に位置づけられ、継続して行われるよう保護者が積極的に子どもの読書活動に関わっていくことが必要です。
- ◆ 家庭における読書は、一冊の本を通して家族が話し合う時間を持ち、絆を深める手段として重要です。働き方改革を進め、家に早く帰り、家族で読書の時間をもつことも有効です。
- ◆ 定期的に読書の時間を設けるなどして家族で読書の習慣づけを図ったり、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心を引き出すことが望まれます。
- ◆ 生涯読書の観点からも、より豊かな人生を過ごすために、読書活動への興味及び関心を深め、充実した読書活動を行うことができる環境を整えることが必要です。

2 地域における読書活動の推進

(1) 県及び市町村の取組

① 県の取組

- ◇ 市町村に対して、子ども読書活動推進計画の策定を促し、市町村と連携して読書活動の意義等について普及・啓発に取り組んでいきます。
- ◇ 子どもの読書活動に係る取組を促進するため、「子ども読書活動優秀実践校・図書館・団体表彰」（文部科学大臣表彰）や、「読み聞かせボランティア顕彰」、「優良図書館表彰」等を行い、県ホームページ等で取組を紹介し

ます。

- ◆ 県立図書館の整備・充実等、県民の読書環境の充実を図ります。

②市町村の取組

- ◇ 子ども読書活動推進計画を策定し、読書活動の意義等について普及・啓発に取り組んでいきます。
- ◆ 地域住民に身近な公共図書館及び公民館図書室の整備・充実等、読書環境を整備します。
- ◆ 公共図書館や福祉部局と協力しブックスタートやブックスタートプラス(*8)等の乳幼児から親子で本に親しむ取組を推進します。
- ◆ 読み聞かせ等のボランティア団体との連携を図り、大人も子どもも読書の楽しさに触れる機会を増やしていきます。
- ◆ 公民館を中心に、ビブリオバトル等を開催し、様々な世代の地域住民が、多様な読書の楽しみを味わえるようにします。

(2) 図書館の取組

①県立図書館の取組

- ◇ 町村の公民館図書室等への図書の一括貸出を実施します。
- ◇ 県内図書館ネットワークの中核図書館として、相互貸借制度の更なる周知を図り、県内いずれの市町村においても図書の貸出しを可能にするなど、十分な読書環境の確保に努めます。
- ◇ 市町村立図書館や学校図書館等の関係者に対して、ビブリオバトル等の読書意欲を喚起するための新たな手法等についてのスキルアップ研修を実施します。
- ◇ 県内の読書情報やイベントの紹介を積極的に行います。
- ◇ 高校生を対象とした「夏休み高校生ボランティア」等の職業体験事業を実施し、図書館を身近に感じてもらうことなどにより、読書意欲の向上を図ります。

(*8) 【ブックスタートプラス】ブックスタートを実施した市町村等が、その第2弾として、幼児とその保護者に絵本等を渡す活動。

- ◇ 推薦図書に係る啓発資料や、図書館ガイドブック等の更新、改訂に取り組むとともに、その活用が図られるよう、効果的な配布や周知に努めます。
- ◆ 県民が行う高度・専門的な調査、研究のための調査相談体制の充実を図っていきます。また、県民の課題解決につながる高度な専門的情報サービス（レファレンスサービス）を提供する機能を充実します。
- ◆ 図書館未設置町村への支援を行います（学習支援図書セット、朝の読書推進図書セット等の貸出等を含む）。
- ◆ ボランティア団体等と連携し、読書に関する様々なイベントを開催し、県民の読書に関する興味・関心を高めます。
- ◆ 郷土資料の充実や様々な読書に関する企画展の開催により、幅広い県民の読書ニーズに応えるよう努めます。

②市町村立図書館の取組

- ◇ 市町村立図書館は、地域の身近な社会教育施設として児童図書の充実に努めるとともに、県立図書館や他市町村立図書館との相互貸借制度等を活用し、貸出し図書の充実に図り、利用者のニーズに応じていくことが必要です。
- ◇ 市町村立図書館や公民館図書室に加え、児童館や公民館においても、読み聞かせ会やおはなし会等、子どもが読書に興味・関心をもつようなイベントを開催することが大切です。
- ◇ イベントの実施等に際して、地域のボランティアや読み聞かせグループ等の民間団体との連携・協力を図っていくことが大切です。
- ◆ 図書館を訪れることが困難な団体等に対しては、貸出し冊数や期間等について、柔軟に対応していくことが必要です。
- ◆ グローバル化社会への対応として、地域のニーズに応じた多言語対応の書籍の充実に図ります。
- ◆ 読書会等を開催し、読書の持つ楽しみを相互に広げる活動を行うことも有効です。
- ◆ 大人向けの読み聞かせや紙芝居等の取組も読書活動の幅を広げるために有効です。

③高等学校図書館の取組

- ◆ 地域の身近な読書環境の一つとして、県立高校における学校図書館の一般開放を行います。

④大学の図書館の取組

- ◆ 地域の総合情報メディアセンターとして、学習・調査・研究の目的で一般開放を行います。
- ◆ 大学での研究内容や読書活動に関連した企画展示やミニ講座、学生主体のイベントを学生に限らず、一般にも向けて開催します。

3 学校等における読書活動の推進

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等の取組

- ◇ 幼稚園・保育所・認定こども園等では、子どもが楽しく読書に親しむよう、読み聞かせや紙芝居等の読書活動を行うとともに、特に、親に対し、幼児期から読み聞かせ等の大切さを十分理解してもらえるような取組が重要です。
- ◇ 図書館の団体貸出し等を積極的に利用することにより、子どもの読書機会の拡大に努めていくことも必要です。
- ◆ 子どもが自由に手に取ることができる絵本等を、教室及び保育室に設置することや、施設内に図書室を設ける等の環境整備への配慮が重要です。

(2) 学校の取組

- ◇ 授業参観等において、親に対して読書に関する授業を公開すること等により、親の読書活動に対する認識を深めていくことも必要です。
- ◆ 各教科の年間指導計画に学校図書館の利用を位置付け、司書教諭・学校司書等を活用した児童生徒の読書への興味・関心を高める指導を行っていくことが重要です。
- ◆ 「学習センター」機能、「情報センター」機能及び「読書センター」機能のバランスがとれた図書館整備に向けた取組が必要です。
- ◆ 図書館司書や司書教諭に対する学校全体の理解と協力が重要です。

①小・中学校

- ◇ 学校図書館を計画的に利用し、その機能を活用し、学習活動や読書活動の充実を図ることが重要です。
- ◇ 学習の基盤となるための言語能力を育成するため、各教科等の特質に応じた言語活動を充実させることが重要です。
- ◆ 読み聞かせを推進し、児童生徒が本を楽しむ機会を増やすことが有効です。特に低学年から中学年にかけて読み聞かせを継続することで、読書習慣の形成を図ることが可能となります。
- ◆ 幼稚園・保育所・認定こども園等から小学校、小学校から中学校等の接続時に、継続した読書活動の取組を行うことが重要です。
- ◆ 全校一斉の読書活動や推薦図書コーナーの設置等、子どもが本に触れるきっかけを増やすことが重要です。
- ◆ 子どもが相互に図書を紹介し、様々な分野の図書に触れる活動、例えば、読書会(*9)、ペア読書(*10)、お話（ストーリーテリング）(*11)、ブックトーク(*12)、アニメーション(*13)、ビブリオバトル等の活動も有効です。

(*9)【読書会】数人で集まり、本の感想を話し合う活動。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、一冊の本を順番に読む等、様々な方法がある。この取組により、本の新たな魅力に気づき、より深い読書につなげることができる。

(*10)【ペア読書】二人で読書を行う。家族や他の学年、クラス等様々な単位で一冊の本を読み、感想や意見を交わす活動。この取組により、読む力に差がある場合も相手を意識し、本を共有することにつなげることができる。

(*11)【ストーリーテリング】語り手が昔話や創作された物語を全て覚えて自分の言葉で語り聞かせ、聞き手がそれを聞いて想像を膨らませる活動。直接物語を聞くことで、語り手と聞き手が一体になって楽しむことができる。

(*12)【ブックトーク】相手に本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、あるテーマに沿って関連付けて、複数の本を紹介する活動。テーマから様々なジャンルの本に触れることができる。

(*13)【アニメーション】読書へのアニメーションとは、子どもたちの参加によって行われる読書指導のことである。読書の楽しさを伝え、自主的に読む力を引き出すために行われる。ゲームや著者訪問等、様々な形がある。

②高等学校

- ◇ 高校生の不読率を改善させるために、各高校において、「読書指導計画」や、各教科・科目等における利用計画を盛り込んだ「学校図書館運営計画」を作成することなどが必要です。
- ◇ 各教科・科目における学習、課題研究等を通じて、生徒が必要な情報を収集・選択し、それらを主体的に活用できるような取組を増やすことも必要です。そのためには、調べ学習等に必要な図書や資料の整備を行っていく必要があります。
- ◇ 高校生は、学習等の目的を持って読書する傾向が強まることから、学校司書は、高校生に見合った読書指導ができるよう努めていく必要があります。
- ◇ 司書教諭が中心となり、各教科等の学習における学校図書館の活用方法についての検討や教員への情報提供等を行い、学校図書館への理解を深めるとともに、積極的な活用を推進していくことが期待されます。
- ◆ 生徒が相互に図書を紹介し、様々な分野の図書に触れる活動（ビブリオバトル等）も読書に興味を持ち、読書の幅を広げるために有効です。

4 読書活動におけるバリアフリー

- ◆ 障害は知的障害や肢体不自由、視覚・聴覚、病弱と多岐にわたるため、障害の程度に応じた様々な形態の図書資料を整備することが重要です。
- ◆ 障害の状態や興味・関心に応じた読書支援が行えるよう、ハード・ソフト両面からの整備を進めていく必要があります、特に、タブレット等ICT機器の活用も含めた読書環境の整備についても留意していく必要があります。
- ◆ 大活字本、LLブック、手話や字幕入りの映像資料等、バリアフリー資料の収集を促します。
- ◆ 本棚と本棚の間を広くする、スタッフによるサポート体制の構築等、バリアフリーの観点を取り入れた整備を行い、図書館が障害者にとって、「行きやすい場所」になることも重要です。
- ◆ 点字書籍、インターネットへの接続、アクセシブルな図書の収集に努めることも重要です。
- ◆ 県立図書館や県立点字図書館、市町村立図書館等との相互貸借制度等を

活用し、利用者のニーズに合わせた読書活動を支援します。

5 関係機関等の連携・協力

(1) 学校と公立図書館の連携・協力

① 県立図書館の取組

- ◇ 図書館未設置町村に対する児童生徒等の読書活動を支援するための図書の貸出しを充実します。また、学習支援図書セットや朝の読書推進図書セット等、各学校図書館に対する団体貸出しを行います。
- ◇ 学校図書館の取組の一層の充実に資するため、司書教諭や学校司書を対象とした実務研修等を開催します。
- ◇ 児童・生徒に図書館を身近に感じてもらうことなどにより、図書館の利用を促進し、読書活動の充実を図るため、図書館での児童・生徒の職場体験学習等を受け入れます。

② 市町村立図書館の取組

- ◇ 児童生徒向け図書の充実を進めるとともに、学校図書館との連携・協力を推進することなどにより、児童生徒の読書環境の充実を図ることが重要です。
- ◇ 児童生徒に図書館を身近に感じてもらうことなどにより、その利用を促進し、読書活動の充実を図るため、引き続き児童生徒の職場体験学習等を受け入れることが求められます。
- ◆ 子どもの読書活動を推進しているボランティア団体との連携を進めることにより、読書活動の充実を図ることが大切です。

(2) 図書館相互の連携・協力

① 県立図書館の取組

- ◆ 図書館横断検索システムの運営と協力車（みやま号）の運行により、相互貸借などネットワークの整備・充実を一層推進していきます。
- ◆ 県内全ての市町村立図書館が参加する相互貸借制度の維持活用により、遠隔地等の県民の読書活動における利便性を確保するため、連携・協力を

図っていきます。

- ◆ 県の中核図書館として、市町村立図書館や学校図書館の職員に対する実務研修等を実施し、資質・能力の向上を図ります。

②市町村立図書館の取組

- ◆ 図書館の相互貸借制度の積極的な活用等により、県民の読書環境の充実を図るなどの取組が求められます。
- ◆ 県内各地域の図書館におけるイベント等の周知についても、相互に協力し合うことにより、県民の読書に対する関心・意欲を高める機会を提供していくことが大切です。

(3) その他の連携・協力

- ◆ 読み聞かせグループや書店等の民間団体との連携を図り、読み聞かせ、朗読会、読書会等を開催することが、県民の読書に対する関心・意欲を高めるために有効です。
- ◆ 家庭、地域、学校、民間団体等が相互に連携して情報の共有を図り、県民の読書活動を推進していくことが重要です。

6 指標の設定

本計画の策定にあたり、以下の指標を設定し、県民の読書活動の推進を図るとともに、達成状況の把握等によって、計画の進行管理を行っていきます。

目標1：1日当たり、30分以上の読書をしている小中学生の割合の向上

県民が読書活動に親しむためには、子どもの頃からの読書習慣の定着が必要です。子どもが自主的に読書に取り組むための指標として設定します。

区 分	平成30年度 (基準値)	令和6年度 (目標値)
小学校6年生	44.5%	50.0%
中学校3年生	34.4%	50.0%

目標2：市町村における子ども読書活動推進計画の策定率の向上

県内全ての市町村で県民の読書活動を推進するため、引き続き策定率の向上に取り組むための指標として設定します。

区 分	平成30年度 (基準値)	令和6年度 (目標値)
市 町 村	82.9%	100.0%

目標3：県内の公共図書館の年間貸出点数の増加

県民の読書活動の推進状況を計る一つの指標として、県内の公共図書館の貸出点数の増加を設定します。

平成30年度 (基準値)	令和6年度 (目標値)
10,455,978点	10,500,000点

【資料編】

- ・ 子どもの読書活動の推進に関する法律
- ・ 群馬県民の読書活動の推進に関する条例
- ・ その他参考データ、資料等